

多様な担い手による地域と共生した都市農林業の実現を目指して

地域の農業について

東葛飾地域の農業は、農業者のたゆみない努力の下、首都圏の都市部に位置する有利な立地条件を生かし、発展を続けてきました。

高齢化などの要因により農業従事者は減少の一途ですが、都市化の波をくぐり抜けた多様で優れた経営が実現されていることなどを背景に、毎年 40 名前後が新たに就農し、基幹的農業従事者数は県内 10 地域の中で 3 番目に多い状況にあります。

一方、前方針（第 6 次）を策定した令和 4 年度以降のわずか 4 年間で、国際情勢の不安定化などによる肥料等生産資材費の高騰や、気候変動（特に夏季の高温）による農畜産物の生産量・品質への影響がさらに広がるなど、農業を取り巻く環境は一層厳しさを増してまいりました。

このような状況の中、国では、「新たな食料・農業・農村基本計画」が令和 7 年 4 月に閣議決定され、農業の収益力を高め所得を向上させるために、生産性や付加価値向上等に向けて施策を展開していくことが示されました。

また、県は本年 6 月に農林水産業振興計画を策定し、「稼げる農林水産業の実現と農山漁村の活性化」を基本目標として、今後さまざまな施策を推進していくこととしています。

本方針では、農林水産業振興計画等を踏まえ、地域の課題解決を図りながら、各施策の推進を継続してまいりますので、関係者の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

千葉県東葛飾農業事務所

所長 三森 豊

地域の林業について

東葛飾地域は、都市化の進展に伴う森林の減少と分散化が進んでおり、森林面積は約 2 千 ha、森林率は 3.8%、一人当たりの森林面積は 7 m²と国民一人当たりの森林面積約 2 千 m²と比べて極端に少なく、森林は希少な存在となっています。

このような中で、森林の多面的な機能を維持し、豊かな森林資源として次世代に引き継いでいくためには、森林が少なく、人が多いという東葛飾地域の特徴を踏まえ、森林と人との新たな関係を築き、森林のもたらす様々な恩恵を持続的に享受できる体制の整備等が求められています。

このため本方針では、地域住民を中心とした幅広い主体の参画による森林づくりや、森林・林業への理解を深めるための森林教育、木育等の推進など、多様な人々による森林を育てる活動や木を活かすための取組を、目標達成に向けた進むべき方向として示しています。

また、森林環境譲与税を活用した森林地域の自治体との交流など、東葛飾地域ならではの森林・林業の活性化の取組も引き続き進めてまいります。

これらの目標の実現にあたっては、関係市や国、森林所有者の理解のもと、森林を地域社会の共有財産ととらえ、地域社会全体で支えるという市民の皆様の意識の醸成が不可欠であることから、多くの関係者の御協力をいただきながら、本方針が掲げる目標の達成に向けて努めてまいります。

何卒、御支援・御協力のほど、お願い申し上げます。

千葉県北部林業事務所
所長 今関 達治